



労政ニュース

編集・発行 東大阪市荒本北1丁目1番1号 東大阪役所 都市魅力産業スポーツ部
労働雇用政策室 TEL 06-4309-3178 FAX 06-4309-3846

会社・お店の
＜福利厚生＞は
『ゆとりーと共済』に
ゆとりーと共済事務局
TEL 06-4309-2315

事業主のみなさまへ

1 10月1日～7日は、全国労働衛生週間です。

〈全国労働衛生週間スローガン〉

『ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場』



全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和25年から毎年実施しているもので、今年で76回目になります。今年も、各事業所の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施します。

◆今年度のスローガンは、働く上で基本となるこころの健康の確保について、ワーク・ライフ・バランスを確保するとともに、令和7年5月に成立した改正労働安全衛生法で労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務化されることを契機に、今一度ストレスチェックをはじめとした職場におけるメンタルヘルス対策を点検し、健康に働くことができる職場づくりを目指していくことを表しています。

2

もっと自分500
Refresh/
働き方
休み方

年次有給休暇を
上手に活用し
働き方・休み方を
見直しましょう

10月は「年次有給休暇
取得促進期間」です。

計画的な
取得で
実りある
休暇を！



◆年次有給休暇の「計画的付与制度」を導入しましょう！

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

◆時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

年次有給休暇促進特設サイト

検索



詳しくは厚生労働省特設サイトへ ➡ ➡ <https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

① ② の問合せ ➡ 東大阪市労働基準監督署 電話: 06-7713-2026

大阪府の最低賃金は

令和7年10月16日から

時間額 1,177 円

63円 UP

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

☑使用者も、☑労働者も、必ずチェックしましょう!!



最低賃金に関する特設サイト



◎大阪府最低賃金は府内の事業場で働くパートやアルバイトなどを含むすべての労働者に適用され、府内の使用者は時間額1,177円以上の賃金を支払う必要があります。

◎また、特定の産業の労働者については、別に「特定（産業別）最低賃金」が定められています。

◎大阪府では、賃上げや就業環境整備を検討する事業主に対し、種々の支援制度をご用意しています。

問合せ：大阪労働局労働基準部賃金課

TEL 06-6949-6502

または最寄りの労働基準監督署へ



1. 社労士等の労務管理の専門家が会社の「働き方改革」や賃金引上げを無料で支援！

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談、企業への訪問相談を行います。

詳しくは、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター 電話：0120-068-116



2. 賃上げを支援する制度

①業務改善助成金
※中小企業向け

生産性向上に資する設備投資を行った上で、事業場内で最も低い賃金を一定額以上引き上げた場合、設備投資費用の一部を助成します。



②キャリアアップ助成金
※中小企業以外も利用可能

パートなど有期雇用スタッフ等の非正規雇用労働者の正規職員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に支給されます。（※詳しくは厚生労働省ホームページへ）

社会保険適用時処遇改善コース！

徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用できるコース等もあります。



③中小企業向け賃上げ促進税制 青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。



※その他にも賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や賃金引上げに向けた種々の支援施策など参考となる情報は

こちら



働き方改革で助成金活用を!

▶ 「働き方改革推進助成金」は、労働時間の削減や年次有給休暇の促進等に取り組む中小企業事業主が、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に利用できる助成制度で、次の3つのコースがあります。

◇業種別課題対応コース 【最大550万円】	建設業、運送業、病院等、情報通信業、宿泊業などの事業主が、時間外労働時間数を月60時間以下、又は月60時間を超え月80時間以下に上限を設定した場合に、設備投資等にかかった費用に対し 25～550万円 が助成されます。
◇労働時間短縮・年休促進支援コース 【最大200万円】	36協定を締結し、(1)時間外・休日労働時間数を縮小し、月60時間以下、又は月60時間を超え月80時間以下に上限を設定、(2)年休の計画的付与、(3)時間単位の年休規定の導入を行う事業主に助成されます。助成額は、(1)時間外労働の削減を設定した場合 最大150万円 、(2)及び(3)は 25万円 です。
◇勤務間インターバル導入コース 【最大120万円】	すべての事業場において、休憩時間数が「9時間以上11時間未満」または「11時間以上」の勤務間インターバルを導入し、定着を図る事業主に助成されます。助成額は、9時間以上11時間未満の勤務間インターバルを新規導入した場合、 最大100万円 。11時間以上 の場合は 120万円 です。

▶ 《活用例》

建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し**最大25～550万円**が助成されます。さらに賃上げを行った場合、引き上げ率に応じて助成額が加算されます。

▶ 《活用のポイント》

- ◆労働時間削減等の取組(賃上げ)+設備投資等がポイントです。
- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

▶《助成上限額》	コース区分	1人当たりの助成額	
		基本部分	賃上げ加算
	業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	6～360万円(※2)
	労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	
	勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

(※1)建設業の場合 (※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算

 ※助成金申請の受付は、**令和7年11月28日まで**です。

 働き方改革についてのお問い合わせ先はこちら 



大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター TEL0120-068-116 (相談無料)
大阪労働局雇用環境・均等部 TEL06-6941-4630